

JASSO支援金に関する施行細則を次のように定める。

平成26年10月15日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 遠藤勝裕

## JASSO災害支援金に関する施行細則

### (目的)

第1条 この細則は、寄附金取扱規程（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第15号）第6条に基づき、学生支援寄附金及びその利息の用途の一として日本学生支援機構（以下「機構」という。）が実施する、JASSO災害支援金事業の適切かつ確実な運営を図ることを目的とする。

### (業務の目的)

第2条 JASSO災害支援金事業は、学生又は生徒（以下「学生等」という。）のうち、自然災害等により居住する住宅（その父母等が居住する住宅を含む。以下単に「住宅」という。）に被害を受けた者に対し、早期にJASSO災害支援金（以下単に「支援金」という。）の支給を行うことにより、学業の継続の支援を行うことを目的とする。

### (定義)

第3条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「大学等」 次に掲げるものをいう。

ア 大学（別科にあつては独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成16年政令第2号）第1条第1項の表備考第1号に定める特定別科に限る。）

イ 大学院

ウ 高等専門学校

エ 専修学校の専門課程

オ 海外大学の日本校（機構が実施する貸与奨学金の対象校に限る。以下単に「海外大学の日本校」という。）

(2) 「学生等」 日本国籍を有する者又は次のいずれかに掲げる者であつて、大学等に在学している者をいう。

ア 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める法定特別永住者

イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）

別表第2の永住者，日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等

ウ 入管法別表第2の定住者のうち，将来永住する意思がある者

エ 入管法別表第1の4の表の留学の在留資格を有する者（海外大学の日本校に在学している者を除く。）

オ 入管法別表第1の4の表の家族滞在の在留資格を有する者のうち，次のいずれにも該当し，かつ，日本に定着して就労する意思がある者

（ア）日本で出生，又は12歳に達した日の属する学年の末日までに初めて日本に  
入国していること。

（イ）日本の小学校，中学校等及び高等学校等を卒業（高等学校卒業程度認定試験の合格者を含む。）していること。

(3) 「父母等」 原則として当該学生等の父母とし，主として当該学生等又は他の者の収入により学生生活を維持している場合は，当該者とする。

（支援金の支給及び要件）

第4条 第2条に定める者に対する支援金（第6条において「自然災害等に係る支援金」という。）は，自然災害等の発生時，現に国内の大学等に在学する優れた学生等（科目等履修生，研究生及び聴講生等を除く。以下同じ。）のうち，当該自然災害等の発生により住宅（当該学生等又はその父母等が生活の本拠として日常的に使用している国内の住宅に限る。以下同じ。）に半壊（半流失，半埋没及び半焼失を含む。）若しくは床上浸水以上の被害を受けた者又は当該自然災害等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により，住宅が居住不能のものとなり，かつ，その状態が長期にわたり継続することが見込まれる者に支給する。ただし，同一の自然災害等について2回以上支給しない。

2 支援金は，第1項に規定する学生等が自然災害等の発生時において休学中の場合  
は，支給しない。

（支援金の額）

第5条 支援金の額は10万円とする。ただし，大規模災害等の発生等により当該金額を支給すると財源に不足が生じるおそれがあるときは，機構の理事長（以下「理事長」という。）が別に定める。

（自然災害等に係る支援金の申込み及び推薦）

第6条 自然災害等に係る支援金の支給を受けようとする者は，当該支援金に係る申請書，罹災証明書その他の機構が必要と認める書類（次項において「申込書類」という。）を大学等の長（海外大学の日本校の場合は，理事長）に提出するものとする。

2 大学等の長は，前項の申込書類を提出した者のうち，学修に意欲があり修業年限で学業を確実に修了できる見込みがあると認める者について，所定の推薦書及び申込書類（以下「推薦書類等」という。）を理事長に提出するものとする。

3 推薦書類等は，自然災害等発生月の翌月から起算して6月を超えない期間内に理事長に提出するものとする。ただし，理事長が特に認める場合はこの限りではない。

（審査及び決定）

第7条 理事長は、推薦書類等又は申請書類を審査の上、支援金の支給対象者を決定する。

2 理事長は、支給対象者を決定したときは、大学等の長を通じ、又は直接支給対象者に通知する。

(支給方法)

第8条 前条第1項の支給対象者に対する支援金の支給は、機構が指定する金融機関に設けられた当該支給対象者名義の預金口座に振り込む方法により行うものとする。ただし、理事長が特に必要があると認めたときは、大学等の長に委託して支給することができる。

(支給の取消し)

第9条 理事長は、虚偽の申請その他不正の行為により支給対象者となったことが判明したとき又は支給対象者として適切でないと判断したときは、支給対象者の決定を取り消すものとする。

2 理事長は、前項の取消しを行った場合において、すでに支援金を支給済みのときは、大学等の長を通じ、又は直接支給対象者に全額を返納させることができる。

附 則

(施行期日等)

1 この細則は、平成26年10月15日から施行し、平成26年7月1日以後に発生した自然災害等に係るJASSO支援金について適用する。

(経過措置)

2 平成26年7月1日から平成26年9月30日までに発生した自然災害等に係るJASSO支援金については、第6条第3項中「自然災害等発生月の翌月から起算して3月を超えない期間内」とあるのは、「平成27年1月31日まで」とする。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成28年細則第5号)

この細則は、平成28年8月25日から施行し、平成28年4月1日以後に発生した自然災害等に係るJASSO支援金について適用する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成28年規程第23号) 抄

(施行期日)

1 この規程は、平成28年9月21日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成29年細則第2号)

この細則は、平成29年2月2日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構令和2年細則第3号)

この細則は、令和2年4月1日から施行し、施行日以後に発生した自然災害等に係るJASSO災害支援金について適用する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構令和2年細則第14号)

この細則は、令和2年4月14日から施行し、令和2年3月9日以降の新型コロナウイルス感染症の拡大による帰国に係る支援金について適用する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構令和2年細則第21号)

この細則は、令和2年11月5日から施行し、令和2年3月9日以降の新型コロナウイ

ルス感染症の拡大による帰国に係る支援金について適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和5年細則第5号）

この細則は、令和5年6月13日から施行し、令和5年6月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和5年規程第25号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和6年細則第6号）

この細則は、令和6年4月1日から施行し、改正後の第2条、第3条第1号、同条第3号、第4条第1項及び第6条第1項の規定は、令和6年1月1日から適用する。